平成３０年（フ）第６１号
函館市中道１丁目31番14号
破産者　佐藤　優子
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１６号
岩手県一関市萩荘字袋田142番地４、前住所神奈川県横浜市中区長者町１丁目１番地13濱ゆめ706
破産者　渡邉　将伍
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成３０年（フ）第１１号
秋田県にかほ市象潟町字５丁目塩越76番地12
破産者　原田　康弘
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成３０年（フ）第２９号
福島県郡山市桑野５丁目10番地の44　桑フィールド102号
破産者　大谷　元宏
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第２０号
福島県会津若松市材木町２丁目６番54号、前住所福島県郡山市三穂田町鍋山字仲田屋敷14番地
破産者　金澤　優子（旧姓松村）
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第６８１号
神奈川県小田原市栢山1918番地　清風館101、破産手続開始決定時の住所神奈川県小田原市栢山1918番地　清風館206
破産者　白池　淳子
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１８号
神奈川県足柄上郡開成町吉田島4351番地10ヴィバーチェ開成305
破産者　大槻　　武
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１２６号
神奈川県厚木市旭町５丁目36番221号、前住所神奈川県厚木市旭町５丁目36番212号
破産者　溝呂木寛子
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１号
奈良県五條市二見２丁目６番12号
破産者　鍵谷　清子
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成３０年（フ）第７号
和歌山県田辺市江川30番37号
破産者　大門　泰子
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成３０年（フ）第９号
和歌山県田辺市東陽８番38号
破産者　桂　　恭子（旧姓坂本）
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成３０年（フ）第８号
島根県浜田市牛市町80番地（C）
破産者　稗田　和之
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２９年（フ）第３１５号
香川県さぬき市志度903－１　寺町マンション１－８号室、住民票上の住所香川県さぬき市長尾西44番地２
破産者　出水　和重
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３２０号
香川県丸亀市綾歌町岡田下507番地２
破産者　加納　隆志
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第９号
高知県幡多郡大月町大字鉾土610番地
破産者　尾﨑　一豊
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成３０年（フ）第１０号
高知県四万十市具同5242番地１　サンハイツ301、旧住所高知県四万十市具同5228番地１
破産者　南　　寛晃
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成３０年（フ）第１７号
福岡県大牟田市下白川町２丁目533番地
破産者　北川　春栄
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成３０年（フ）第５号
長崎県五島市富江町富江51番地
破産者　貞方　徳和
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

平成３０年（フ）第６号
長崎県五島市富江町富江51番地
破産者　貞方　浩美
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

更生計画認可

平成２９年（ミ）第１号
栃木県小山市本郷町２丁目８番26号
更生会社　有限会社蛸屋菓子店
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の基本方針と骨子（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付の方法
第１節　更生担保権の権利の変更と弁済方法
1　確定更生担保権
７件　41,865,159円　別表６
2　権利の変更及び弁済方法
別表６記載の確定更生担保権は、同表記載の弁済額を更生計画認可決定確定の日から１か月を経過する日が属する月の末日までに一括弁済する。
第２節　優先的更生債権の権利の変更と納付方法・弁済方法
第１　公租公課
1　届出債権
53件　106,553,422円及び額未定
別表７－１
2　確定更生債権の内訳
（本税等）　80,890,559円
（更生手続開始決定の日の前日までの延滞税、利子税及び延滞金（以下、併せて「延滞金等」という。）（延滞金等の額①））　25,662,863円
（更生手続開始決定の日から起算して１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの間に生ずる延滞金等（延滞金等の額②））　額未定